日医発第1478号（地域・介護）
令和６年１１月２９日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 江 澤 和 彦
（公印省略）

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布に伴う
雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について
（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者関係）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他連名で、標記に関する周知方依頼がありました。

本件は、医療等３分野を扱う有料職業紹介事業者に対する集中的指導監督や、都道府県労働局の特別相談窓口に寄せられた相談事案等を踏まえ、職業安定法施行規則等の一部改正が行われたものです。

有料職業紹介事業についてはこれまで各種規制が設けられてきましたが、求人メディア（求人サイト等）や人材データベース（スカウトサービス等）などの「募集情報等提供事業」の場合は、金銭等提供の禁止規定やサービス料金の明示義務等がありませんでした。利用料金や違約金に関するトラブルも生じていることから、下記１の通り所要の改正が行われ、令和７年４月１日に施行されます。

併せて、ハローワークや雇用仲介事業者の利用に関するリーフレットも作成されていますので、ぜひご確認くださいますようお願いいたします。

関連して、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」に関するリーフレット（令和６年版）もお送りいたします。

貴会におかれましても本件について、ご了知の上、管下郡市区医師会及び会員医療機関等への周知につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１． 職業安定法施行規則及び職業安定法に基づく指針の一部改正（概要）

【職業紹介事業者】

・ 常用就職１件あたりに係る平均手数料率（職種ごと）の公開
※厚生労働省「人材サービス総合サイト」に掲載

【募集情報等提供事業者】

・労働者になろうとする者への金銭等提供の原則禁止
・利用に関連して生じる料金や違約金等について、金額や発生条件・解除方法を含む契約の内容を、求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メール等の方法により、あらかじめ明示しなければならない。
（※違約金の明示義務は職業紹介事業者も対象）

上記の他、有料職業紹介事業者については、金銭等提供・転職勧奨の禁止が職業紹介事業の許可条件に追加されます（指導監督にもかかわらず、違反が継続・反復する場合は、許可取り消しの対象。令和７年１月１日施行）。

◆改正内容に関するページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html

２．　各種リーフレットの送付について

（１）厚生労働省作成リーフレット

上記改正に関連し、厚生労働省においてリーフレットが１１種作成されています。本文書には以下３点を添付いたしますが、その他については厚生労働省ホームページをご参照ください。トラブルを防ぐためにも、ぜひご確認をお願いいたします（特に①、⑧）。

①労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう
⑧民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点
⑪雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

◆リーフレット掲載ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

（２）「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のリーフレットについて

有料職業紹介事業については、日本人材紹介事業協会（人材協）において「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」が実施されています（厚生労働省委託事業、本会も参画）。

令和６年度版のリーフレットが作成されましたので、１００部お送り

いたします。認定基準が強化され、就職後６か月以内の離職を対象とする返戻金制度を有することが、新たな基準として追加されました（以前は返戻金制度を設けていることのみが要件。なお、既認定事業者については更新時に適用）。

リーフレットは人材協のホームページに掲載されています。

◆人材協　https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/gaiyou/

（最新の適正認定事業者一覧　令和６年10月31日）

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/wp/wp-content/themes/jesra_ver1.4/images/certifications/certifications_list.pdf

＜送付資料＞

・厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他連名　事務連絡（令和６月１１月２６日）
・リーフレット３種（①、⑧、⑪）
・適正な有料職業紹介事業者認定制度リーフレット（１００部）

＜参考＞

厚生労働省　労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会　資料

・募集情報等提供事業者によるお祝い金等の提供事例について
（※都道府県労働局等に寄せられたトラブル事例）
https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001270739.pdf

事　務　連　絡
令和６年11月26日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
厚生労働省職業安定局総務課人材確保支援総合企画室長
厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省医政局看護課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布に伴う
雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について

厚生労働省、こども家庭庁及び文部科学省では、昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育・幼児教育施設において、雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を利用した際に利用料金等についてトラブルとなるケースが発生していることを踏まえ、公的職業紹介の機能強化と雇用仲介事業の適正化に向けて取組を進めているところです。

また、職業安定法施行規則や職業安定法に基づく指針の一部改正に伴い、令和７年４月１日より、職業紹介事業者においては新たに常用就職１件当たりに係る平均手数料率の実績を厚生労働省の「人材サービス総合サイト」に掲載することや違約金規約の明示、募集情報等提供事業者においては労働者になろうとする者への金銭等提供の禁止や労働者の募集を行う者への違約金規約等の明示が義務とされました。

つきましては、求人者の皆様にハローワークや雇用仲介事業者の利用等に当たり知っていただきたいことについて、下記のとおりリーフレットを作成しま

したので、関係者等への周知について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【送付物】

1　労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう
2　雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を安心して利用するために
3　有料職業紹介サービスを利用する際の注意点
4　ハローワークや、自治体等が運営する無料職業紹介をご存知ですか
5　医療・介護・保育分野における職業紹介機関を利用した好事例集
6　職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント
7　「人材サービス総合サイト」をご活用ください
8　民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点
9　採用した労働者について、複数の求人サイトから成功報酬（手数料）を請求されるケース、ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースが増えています
10　募集情報等提供事業者（求人募集サイト、人材データベース等）が新たに遵守すべき事項
11　雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

※　リーフレットの種類は数多くありますが、リーフレットをそれぞれ切り離して周知いただくことが可能となるよう、種類ごとで内容は完結しております。

全てのリーフについて周知いただきつつ、例えば「現在増えているハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースについて特に注意喚起したい」といったニーズがございましたら、特定の種類のリーフレットをピンポイントで周知するといったことについてもご検討いただければ幸いです。

なお、今回送付するリーフレットは、厚生労働省のホームページに掲載しております。

（掲載先の厚労省 HP アドレス）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

【参考：職業安定法施行規則及び職業安定法に基づく指針の一部改正概要】

（１）有料職業紹介事業者の手数料に関する情報提供事項の追加【規則第 24 条の８第３項第４号関係】

有料職業紹介事業者は、インターネット（厚生労働省の「人材サービス総合サイト」）を利用して、その時点における手数料に関する事項を提供しなければならないとされているところ、当該事項に、当該有料職業紹介事業者が取り扱う職種ごとの常用就職（無期雇用又は４ヶ月以上の有期雇用）１件当たりに係る平均手数料率（職業紹介に係る手数料総額を、就職した求職者に１年間に支払われることが見込まれる賃金額で除したもの）の実績を含めることとするもの。

（２）募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止【指針第八の五の㈢関係】

募集情報等提供事業者が、労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することにより募集情報等提供事業の利用の勧奨を行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって利用の勧奨を行ってはならないこととするもの。

（今般の措置の背景）

募集情報等提供事業者による労働者になろうとする者への金銭等の提供については、①離転職への誘引効果が生じている、②成功報酬・課金の高額化につながっている、③採用された労働者が金銭等の誘因から、複数の募集情報等提供事業者に対して採用決定の報告をすることが原因となって、募集主が複数の募集情報等提供事業者から成功報酬の請求を受ける等に伴うトラブルが発生している（高額な違約金請求に至るトラブルも発生している）、④求職者への金銭等の提供については、職業紹介事業において既に原則禁止されていること、また、職業紹介事業と募集情報等提供事業を兼業する事業者も多いこと等を踏まえたもの。

（３）職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示【指針第六の九の㈣及び第八の五の㈣関係】

職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示することとするもの。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金

銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないよう明示しなければならないこととするもの。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

※　改正の内容については、分かりやすくまとめたリーフレットを厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（参考１）紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります
https://www.mhlw.go.jp/content/001328410.pdf

（参考２）労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止になります
https://www.mhlw.go.jp/content/001328411.pdf

求人者の皆さまへ

労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう

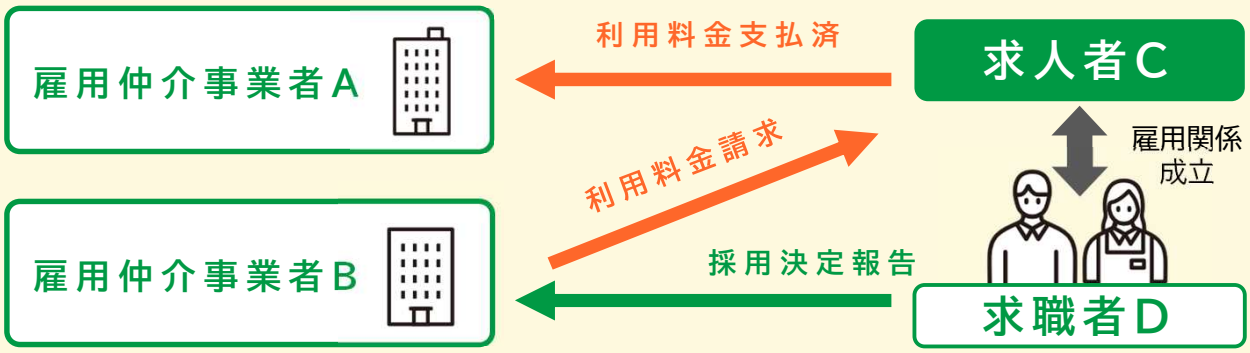
複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

募集情報を提供する事業の中には、求人者の方からサービス利用料金（情報提供代金）を労働者採用後に「成功報酬」という形で、徴収するものがあります。（成功報酬型の募集情報等提供事業）

求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者（A,B）それぞれのサービスを利用し採用決定後に求人者が当該複数の事業者（A,B）の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。（求職者から事業者への採用決定報告に対して、事業者がその求職者に金銭を提供することが、複数の事業者への採用決定報告につながり、求人者が採用決定と直接関係があるとの認識のない事業者からも請求を受けるなどの事案が発生していました。このため、**募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供を禁止しました。（令和7年4月施行）**）

トラブルの例

雇用仲介事業者Aが運営するサイトに無料登録し、応募者情報を得ていた求人者Cが、求職者Dに直接連絡し、採用が決定したので利用料金をAに支払った。その後、他の雇用仲介事業者Bにも登録していたDからBに対しても採用決定報告がされたため、Bからも利用料金を支払うべきと言われている。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。

求人者が記録しておくべき内容

■採用経路（直接募集、ハローワーク、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）
■職業紹介事業者や募集情報等提供事業者である場合には、どこの事業者の紹介や情報提供により、求職者と面接等することになったか
■紹介・情報提供等のサービスを受けた日
■面接実施日　■採用日　■契約内容と有効期間　等

複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するか内容・条件をよく確認しましょう。（事業者から求人者に対し、あらかじめ誤解が生じないよう、利用料金や違約金等の内容・条件を明示する義務を課すことにしました。（令和7年4月施行））

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局

LL061126需01

〈 求人者の皆さまへ 〉



民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点



～トラブルも起きています！契約内容を十分確認の上、契約してください～

民間人材サービスの種類

○求人者の皆さまが、人材を採用するために利用している民間人材サービスには、あっせんを行う**「職業紹介事業」**のほかにも、**「求人メディア」**や**「人材データベース」**など、募集情報等を提供する事業**（募集情報等提供事業）**があります。

○例えば、ウェブ上に求人を載せたり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスは「募集情報等提供事業」になります。

【 職業紹介事業 】



■職業紹介事業の利用には、求職者が就く業務の年収の一定割合相当を紹介手数料として、紹介事業者に支払う形が一般的です。

【 募集情報等提供事業 】



■募集情報等提供事業の利用には、以下のものなど、**様々な料金体系**があります。

- 定額やクリック回数に応じて広告掲載料を支払うもの（掲載課金型）・・・上記の例1に多い
- システム利用料やスカウトメール送信料を定額や従量制で支払うもの・・・上記の例2に多い
- 採用1件ごとに成功報酬を支払うもの（「**成功報酬型**」）・・・上記の例2に多い

料金や違約金をめぐるトラブル事例

職業紹介事業における事例

○ある事業所で、紹介された求職者を不採用とした後、**同一法人内の別の事業所が、そのことを知らずに当該求職者を直接採用したケース**で、紹介手数料の支払いを請求された事例があります。（採用は事業所ごとに行っているが、事業者との契約は法人名で締結されているため、違約金条項に該当するかどうかが、法人単位で判断されました。）

募集情報等提供事業における事例

○成功報酬型のサービスを利用している求人者が、人材採用後、その利用する**複数の事業者から成功報酬を請求されるケース**が生じています。

○その際、当該採用と直接関係があるとの認識がなくても、こうした契約条項を設ける事業者から支払いを求められるケース等があります。（採用の報告を怠った等として多額の違約金請求を受けるケースも生じています。）

（※）募集情報等提供事業のうち、「成功報酬型」とは、事業者が提供するサービス（求人メディア、人材データベース）を通じて知り得た労働者を採用した場合に、採用後、当該事業者に一定の料金（いわゆる「成功報酬」）を支払う課金形態をとるものです。

（※）こうした事業者の中には、その機能を通じて求人者の方がリコメンド（条件に合った求職者情報の提供）を受け、または、スカウトメールを送った求職者については、例えその時には採用に至らなかった場合であっても、一定期間内に、他の事業者やハローワークを通じて、または直接、当該労働者を採用したときに、当初利用した当該事業者に成功報酬を支払うよう求める契約条項を設けているものもあります。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局

LL061126需08

サービス利用時の留意点、契約前に確認いただきたい点

（※）職業紹介事業及び募集情報等提供事業に共通する留意事項　（※）紹介手数料も性質的には成功報酬です

○複数の成功報酬型サービスをご利用する際には、採用する労働者について、以下のような**採用の経緯**を整理しておき、他の事業者から請求を受けた場合には、これを提示して、当該事業者から受けたリコメンド（条件に合った求職者情報の提供）等による情報提供は、当該採用とは直接関係がないという認識であることを、資料をもって説明できるようにしておきましょう。



- ☑ **どの事業者のサービスを通じて面接に至ったのか**
- ☑ **当該労働者と連絡や面接を行った日時や内容**
- ☑ **採否結果の連絡方法・日時**
- ☑ **事業者への成功報酬の支払日　など**

○また、成功報酬型のサービスの契約に際しては、**特に以下の事項に関する定めの有無および内容を、契約前に確認することが重要**です。

- ☑ **労働者を採用したときの募集情報等提供事業者への報告（その期限や方法を含む。）**
- ☑ **労働者との連絡方法（連絡手段に関する制限の有無など）**
- ☑ **情報提供を受けた労働者を他の機関経由等で採用した場合の扱い（この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか）**
- ☑ **違約金について（どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額）**
- ☑ **返戻金について（早期退職の場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率）**
- ☑ **契約主体（当該求人事業所のみに適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか）**

成功報酬型サービスの契約の特徴（※）

- 労働者を採用した場合、求人者から募集情報等提供事業者への報告が求められる。
- 面接等の日程調整や、採否結果の伝達など、労働者との連絡はすべて募集情報等提供事業者のウェブサイト上の通信機能を使って行うことが求められる。
- これらの契約条項に違反した場合には、違約金として、たとえば、成功報酬に相当する額や、別に定める定額を支払うことが求められる。

（※）すべての特徴があてはまるわけではありません。

職業安定法指針の改正

請求をめぐるトラブル等を防止し、求人者・求職者の方が、安心して民間人材サービスを利用できるようにするため、今般、職業安定法に基づく指針が改正されることとなりました。（令和７年４月１日施行）

○複数の事業者から成功報酬の請求を受けること（当該採用と関係があるとの認識がない事業者からも請求を受けること等）の背景には、労働者から事業者に採用報告をすることについて、金銭等の提供（「お祝い金」等）による過度のインセンティブが付与されていることがあげられます。このため、**募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供は原則禁止**することとしました。

○あわせて、募集情報等提供事業者は、**そのサービスの利用料金や違約金について、発生条件や内容等を、求人者に対してわかりやすく、明瞭かつ正確に記載した書面または電子メール等により、誤解が生じないようにあらかじめ明示しなければならない**こととなりました。（職業紹介事業者にも同様のことが求められます。）

○なお、求人サイトの中には、一定期間は掲載無料のところ、当該期間経過後は有料での掲載に移行するものがあり、そのことが十分に明示されないまま、気がつかないうちに有料での掲載に移行し、掲載料金の請求を受けるトラブルも生じています。今回の指針改正による明示義務は、こうしたトラブルについても防止を図るものです。

指針の改正について詳しくはこちら→

監修：溝田 友里（静岡社会健康医学大学院大学 准教授）

令和６年11月

医療機関や介護施設・保育所・幼稚園などの経営者・人事担当者の皆さまへ

雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士・幼稚園教諭などの採用にあたって雇用仲介事業を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースがあります。
雇用仲介事業のサービスに関してトラブルが発生した場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けています。

【お知らせ】

令和７年４月１日から、職業安定法施行規則、同法に基づく指針が一部改正され、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者は次の事項を新たに遵守する必要があります

【職業紹介事業者】

・職種ごとの平均手数料率の実績を厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に掲載すること

・違約金等契約内容をわかり易く明示すること

【募集情報等提供事業者】

・労働者になろうとする者への金銭提供の禁止

・利用料金や違約金等の契約内容を分かりやすく明示すること

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分　（土・日・祝日・年末年始を除く）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
・都道府県労働局

令和６年９月吉日

公益社団法人　日本医師会
会長　松本吉郎　様

一般社団法人　日本人材紹介事業協会
（厚生労働省委託事業　事務局）

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」
会員の皆様へのご案内のお願い

予てから各段のご配意を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、人手不足が特に顕著となっている医療・介護・保育分野における職業紹介事業については、紹介手数料額や採用後の早期離職などの諸事案への対応が喫緊の課題として掲げられてきました。

そうした中で、当協会においては、令和３年度より、「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の構築・運営に取り組み、３年間で現在 56 社（医療分野 42 社、介護分野 27 社、保育分野 15 社、※複数分野取得企業あり）が適正事業者として認定されましたことを改めてご報告申し上げます。
貴団体におかれましては、この協議会・情報連絡会の運営に多大な御協力をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

このたび、本認定制度の概要ならびに取得事業者 56 社一覧を掲載した本年度改訂版のリーフレットを送付させていただきます。何卒、本認定制度についてご理解いただき、貴団体の会員様や関係者の皆様へご案内賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

※適正事業者数は 2024 年７月 16 日時点

＜ご参考＞
〔認定マーク〕　認定各社に使用許可がされております。

医療分野　　介護分野　　保育分野



（本協議会、及び周知物に関するお問い合わせ）
一般社団法人　日本人材紹介事業協会内
医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者の認定制度　事務局
TEL：03-6403-1827
メール：ninteiseido@jesra.or.jp
（受付 10 時～17 時、土・日・国民の祝日を除く）

求人者･求職者の皆様へ

令和６年度版

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ご存じですか？
医療・介護・保育分野の
紹介会社を選ぶ基準について

医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者認定制度



数多くある
医療・介護・保育分野の
有料職業紹介事業者の中から
安心できる事業者を選ぶ基準の
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育

適正な有料職業紹介事業者
認定制度

紹介会社の利用に際し、
手数料やサービス品質
などにご不安はないですか？

何を基準に
紹介会社を選べば
よいかわからない…

紹介手数料が
とても高かったら
どうしよう…

早期離職時の
返戻金制度がある
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような
広告を出す紹介会社は
使いたくない…





「医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、
申請要件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、
「適正認定事業者」として認定しています。

申請要件

人材を安定的に紹介できることは適正認定事業者が満たすべき重要な要件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも１つ以上の対象職種について、①過去 2 年連続で、②年間 5 件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請要件としています。

※更新の場合は、直近認定期間 3 年間のうち 2 年間以上について要件を満たしていること。

医療分野の対象職種	介護分野の対象職種	保育分野の対象職種
医師	介護職	保育士
歯科医師	うち介護福祉士	保育教諭
薬剤師	うち介護福祉士以外	幼稚園教諭
看護職	看護職	栄養士･管理栄養士･調理員
リハビリテーション専門職	リハビリテーション専門職	看護師
医療技術者	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護助手･看護補助者	生活相談員、支援相談員	
歯科助手	機能訓練指導員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

必須基準

必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた 16 ～ 18 項目のすべてをクリアする必要があります。

例
- 職種別に手数料を公表している
- 早期離職時（就職後 6 ヶ月以内）の返戻金制度を設けている
- 求職者に「お祝い金」を支給していない
- 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
- 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
- 要配慮個人情報は、本人の同意を得ないで取得していない
- 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた 11 ～ 13 項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。

例
- 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日･勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
- 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
- 紹介手数料と返戻金の設定方法について求人者から問い合わせがあった際、統計データを用いて自社のサービス内容とその設定理由を説明し、求人者の理解を得ている
- 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

適正認定事業者

有効期間　３年

審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。





〈認定マーク〉
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。

適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定

認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、
サービス品質の維持、改善を図っていきます。

1　顧客推奨度調査の実施

医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景・理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケート結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/

2　認定事業者に関する苦情窓口の運営

分野別適正事業者認定制度運営事務局　苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。
また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。
※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/

「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』で相談を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和３年度から実施しています。（五十音順）

医療分野	（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会
介護分野	（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会　全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（(公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会
保育分野	（社福）全国社会福祉協議会　全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会

厚生労働省同制度受託事業者

人材協

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（略称・人材協）